

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論
- 5 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	対象事業の内容の概略	1
4	環境に及ぼす影響の評価の結論	2
5	調査計画書の修正の経過及びその内容の概要	7

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者：管理者 多田 正見
 所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：杉並清掃工場建替事業
 事業の種類：廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都杉並区高井戸東三丁目7番6号に位置する既存の杉並清掃工場（昭和57年度しゅん工、施設規模900トン/日、処理能力600トン/日）の建替えを行うものである。

なお煙突（外筒）は、既存のものを再使用する。

対象事業の概略は表 3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の内容の概略

所在地	東京都杉並区高井戸東三丁目7番6号
面積	約 33,000m ²
工事着工年度	平成 24 年度（予定）
工場稼働年度	平成 29 年度（予定）
処理能力	可燃ごみ 600 トン/日 （300 トン/日・炉×2 基）
主な建築物等	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 （一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造） 高さ：約 28m
	管理棟 鉄筋コンクリート造 高さ：約 14m
	煙突 外筒：鉄筋コンクリート造（既存再使用） 内筒：鋼製 高さ：約 160m

注）高さの基準面は、掘り下げた地盤面（清掃工場 GL）。

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7)建設機械の稼働に伴う排出ガス 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界において浮遊粒子状物質では 0.082mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。二酸化窒素では 0.070ppm であり、環境基準値を上回る。 また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の付加率は敷地境界において、それぞれ 27.8%、45.8%である。 なお、この予測濃度は解体工事に使用する建設機械が全て稼働した場合のものである。工事の実施にあたっては、稼働台数が集中しないように配慮し、最新の排出ガス対策型建設機械の使用や日本工業規格（JIS）に適合する燃料の使用を指導する等、影響の低減化に努める。</p> <p>(4)工事用車両の走行に伴う排出ガス 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において浮遊粒子状物質では 0.059～0.062mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。二酸化窒素では 0.051～0.069ppm であり、一部の地点で環境基準を上回るが、それらの地点における予測濃度に占める工事用車両影響濃度の付加率は道路端において、0.00%であることから、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7)施設の稼働に伴う煙突排出ガス</p> <p>a 長期平均値（年平均値） 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度は、二酸化いおうでは 0.005ppm、浮遊粒子状物質では 0.062mg/m³、二酸化窒素では 0.047ppm、ダイオキシン類では 0.049pg-TEQ/m³、塩化水素では 0.001ppm、水銀では 0.003 μg/m³ であり、それぞれ評価の指標を満足する。 また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の付加率は、最大着地濃度地点でそれぞれ 0.64%、0.05%、0.07%、0.26%、1.26%、2.09%である。</p> <p>b 短期平均値（1時間値） 短期平均値予測に使用した気象条件（リッドの高さ 1,500m、大気安定度 A-B、地上 150m 付近の風速 2.4m/s）の出現は測定期間中に 1 回であり、その出現頻度は、約 1.3%（1 回/80 回（全体の調査回数）×100）である。 また、予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の付加率は、最大着地濃度地点で二酸化いおうが 1.4%、浮遊粒子状物質が 0.3%、二酸化窒素が 0.6%、ダイオキシン類が 5.4%、塩化水素が 11.1%、水銀は 26.3%である。</p> <p>(4)清掃車両の走行に伴う排出ガス 清掃車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において浮遊粒子状物質では 0.059～0.062mg/m³ であり、評価の指標とした環境基準を下回る。二酸化窒素では 0.051～0.069ppm であり、一部の地点で評価の指標とした環境基準を上回るが、それらの地点における予測濃度に占める清掃車両影響濃度の付加率は道路端において、それぞれ 0.02%、0.01%であることから、本事業による影響は少ないと考える。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
悪臭	<p>ア 敷地境界 工事完了後の施設の稼働時において、環境保全のための措置を講ずることにより、計画地の敷地境界での臭気指数は、規制基準値を下回る。</p> <p>イ 煙突等気体排出口 工事完了後の施設の稼働時において、環境保全のための措置を講ずることにより、煙突等気体排出口での臭気排出強度は、規制基準値を下回る。</p> <p>ウ 排出水 工事完了後の施設の稼働時において、環境保全のための措置を講ずることにより、計画施設の排出水の臭気指数は、規制基準値を下回る。 なお、計画施設からの排出水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へ排出する排出水は無い。</p>
騒音	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音 予測結果は、62～70dB であり、すべての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」^{注)}に定める、指定建設作業に係る騒音の勧告基準を下回る。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う騒音 予測結果は、60～74dB であり、2 地点を除く地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。 工事用車両の走行による増加分は-0.2～0.2dB であり、2 地点を除く地点では、現況調査結果がすでに環境基準を上回っていることから、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 工事後</p> <p>(ア) 施設稼働に伴う騒音 予測結果は、昼間 31～39dB、夜間 31～39dB であり、すべての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準値を下回る。</p> <p>(イ) 清掃車両の走行に伴う騒音 予測結果は、70～74dB であり、1 地点を除く地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。 清掃車両の走行による増加分は 0.0～0.1dB であり、1 地点を除く地点では、現況調査結果がすでに環境基準を上回っていることから、本事業による影響は少ないと考える。</p>
振動	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う振動 予測結果は、43～60dB であり、すべての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、指定建設作業に係る振動の勧告基準を下回る。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う振動 予測結果は、昼間 37～62dB、夜間 32～60dB であり、夜間の 2 地点においては、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を上回る。 工事用車両の走行による増加分は、昼間 0.0～1.1dB、夜間 0.0～0.1dB であり、夜間の 2 地点においては、現況調査結果がすでに規制基準を上回っていることから、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 工事後</p> <p>(ア) 施設の稼働に伴う振動 予測結果は、昼間 23～41dB、夜間 23～41dB であり、すべての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回る。</p> <p>(イ) 清掃車両の走行に伴う振動 予測結果は、50～62dB であり、すべての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活等に適用する規制基準を下回る。</p>

注)「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、「東京都環境確保条例」という。)

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壌汚染	<p>ア 土壌中の有害物質の濃度 計画地内における現況調査結果によると、全調査地点の全調査項目で東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準等を下回る結果となった。 既存施設の除却に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び東京都環境確保条例第116条に基づき、計画地内の土壌について汚染状況調査等を実施する。 なお、汚染土壌処理基準等を超過していると認められる場合、汚染の除去や拡散防止等、関連法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>イ 地下水への溶出の可能性の有無 「ア 土壌中の有害物質の濃度」に示すとおり、汚染が確認された場合、土壌汚染対策指針に基づき適切に拡散防止対策を講じることにより、地下水への溶出の可能性は低いと考える。</p> <p>ウ 汚染土壌の量 工事施行中に発生する建設発生土の量は、約11.6万m³である。本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法に基づき適切に処理する。</p> <p>このほか、工事における排水にあたっては、上記ア及びウの調査の実施に伴い有害物質による汚染土壌が確認された場合は、必要に応じ仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。</p> <p>したがって、本事業により、計画地及びその周辺地域において土壌に影響を及ぼすことは少ないと考えられ、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
地盤	<p>ア 地下水の水位及び流況の変化の程度 掘削工事では、掘削区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端を清掃工場GL-45mまで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留下側から回り込む地下水の流入を防ぎ盤ぶくれ等の掘削面の変動を防ぐ工法を採用する。その結果、工事に伴う揚水は、計画地内側の一部の箇所に限られるため、山留め壁周辺の地下水位への影響は少ないと考えられる。 なお、山留め壁の詳細な根入れ深さは、SMWの施工前までに行う地盤調査の結果を考慮の上、決定する。 地下構造物の規模は、地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れ、地下水の流況への影響は少ないものと考えられる。</p> <p>イ 地盤沈下の範囲及び程度 「ア 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事では、遮水性の高い山留め壁（SMW）を採用して周辺からの地下水の湧出を抑制するため、周辺の地下水位に及ぼす影響は小さい。また、既存擁壁や専用地下道については適切に補修を行い、周辺地盤における地盤の安定を図り、地盤沈下が生じることは少ないと考えられる。</p> <p>したがって、本事業により地下水の水位及び流況並びに、地盤沈下への影響は少ないと考えられ、評価の指標を満足できるものと考えられる。</p>

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p>掘削工事では、掘削区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端を清掃工場 GL-45m まで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留下側から回り込む地下水の流入を防ぎ盤ぶくれ等の掘削面の変動を防ぐ工法を採用する。その結果、工事に伴う揚水は、計画地内側の一部の箇所に限られ、山留め壁周辺の地下水位への著しい影響は少ないと考えられる。</p> <p>なお、山留め壁の詳細な根入れ深さは、SMW の施工前までに行う地盤調査の結果を考慮の上、決定する。</p> <p>地下構造物の規模は、地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への影響は少ないものと考えられる。</p> <p>したがって、本事業により計画地周辺の地下水の水位及び流況への影響は少ないと考えられ、評価の指標を満足できるものとする。</p>
日影	<p>ア 特に配慮すべき施設等における日影の状況の変化の程度</p> <p>計画地周辺には杉並区立高井戸小学校や住宅地が存在している。計画建築物等による日影は、これら施設に8時及び16時において日影が落ちているが、9時から15時の間はほぼ計画地内に日影が落ちており、日影による影響は少ないと考える。また、計画建築物等は既存施設の高さより低く抑えることにより、日影の影響の範囲は狭まるものと考えられる。</p> <p>なお、特に配慮すべき施設等に煙突の日影が落ちているが、計画地北側道路における煙突による日影時間は冬至日で約40分程度であり、北側道路以北において生じる日影の幅はより狭く、またその移動も速いため、その影響は少ないものとする。</p> <p>イ 冬至日における日影の範囲及び状況の変化の程度</p> <p>(7) 冬至日における計画建築物等の日影の範囲及び変化の程度</p> <p>計画地に隣接する地域は、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づく日影規制の対象区域であり、計画建築物等により生じる冬至日の日影はその基準を下回る結果となった。</p> <p>また、計画建築物等により生じる冬至日の日影については、計画する管理棟・工場棟を全体的に既存施設の高さより低く抑えることにより、日影の影響の範囲は狭まるものと考えられる。なお、煙突（外筒）は既存のものを再使用することにより日影時間の増減はない。</p> <p>(4) 主要な地点における日影の変化の程度</p> <p>主要な地点における冬至日の日影の状況では、計画建築物等による日影時間は現況より減少する傾向にあり、本事業により日影の影響は軽減するものとする。</p> <p>したがって、本事業は、評価の指標を満足するものであり、日影の影響は軽微であるとする。</p>
電波障害	<p>工事の完了後、計画建築物等により、影響を受ける電波障害地域は計画地内のみであり、予測地域において計画建築物等による遮へい障害は、発生しないものとする。</p> <p>また、本事業の実施により、工事中を含め、新たに電波障害が発生した場合、本事業による障害が明らかになった場合には必要な対策を実施する。</p> <p>したがって、可能な限り電波障害を防止できるものであり、評価の指標を満足するものとする。</p>

表 4-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
景観	<p>ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 計画地周辺は、全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多く、生産緑地区が多数散在する地域である。また、京王井の頭線が計画地の南側を東西に通っており、さらに計画地の西側には環状八号線、北側には井ノ頭通りや五日市街道など、幹線となる道路が近くを通過している。公園・緑地等も多く散在し、計画地の南側には神田川が流れるなど、水と緑に恵まれた景観特性を有している。 本事業は、既存の清掃工場を建替えるものであり、工場棟の高さは既存施設が清掃工場 GL より約 31m であるのに対し計画施設は約 28m、煙突（外筒）は既存を再使用する（清掃工場 GL より高さ約 160m）計画である。工事の完了後の主な建築物は工場棟と煙突であることから、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化はほとんどないと予測される。</p> <p>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 建替後の工場棟は既存のものより低く、煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状の工夫、工場棟の壁面緑化等を行うことにより周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと予測される。 したがって、本事業は、評価の指標を満足するものであり、景観の影響は軽微であると考ええる。</p>
廃棄物	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(7) 建設廃棄物 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生するコンクリート塊等の建設廃棄物は約 4.4 万トンと予測されるが、計画段階から発生抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。 また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストに基づき適正に処分する他、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理する。</p> <p>(4) 建設発生土 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 11.6 万 m³ であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。 したがって、本事業の工事の施行中において、評価の指標である、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものと考ええる。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(7) 施設の稼働に伴う廃棄物 施設の稼働に伴い発生する主灰、飛灰及び脱水汚泥の量は約 2.2 万 t/年である。 主灰及び飛灰は、原則として灰熔融施設へ搬送して熔融処理し、脱水汚泥は埋立処分する。なお、灰熔融施設の故障等により熔融処理できない場合、飛灰は重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理等を行い、主灰と共に中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に処分をする。 主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥について、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類の測定を実施し、埋立基準に満足していることを確認する。 したがって、本事業の工事の完了後において、評価の指標である、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものと考ええる。</p>
温室効果ガス	<p>本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の自然エネルギーの積極的な活用、屋上や壁面の緑化を行うことによる建物の断熱を図る。 以上のことから、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に定める事業者の責務に照らして妥当なものである。</p>

5 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

調査計画書の修正内容の概要は、表 5-1 (1) 及び(2)に示すとおりである。調査計画書に対する知事の審査意見、都民の意見及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

なお、「評価書案」とは、「杉並清掃工場建替事業における環境影響評価書案」をいう。

表 5-1(1) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
4 [6]対象事業の目的及び内容				
4.1[6.1]事業の目的	事業の目的	「一般廃棄物処理基本計画」の改定に伴い、記載内容を変更した。	P2	P9
4.2.2[6.2.2]計画の内容	(2)設備計画 イ処理フロー ウ④排ガス処理設備	エネルギーの有効活用に向け、熱回収効率を上げる必要があるため、排ガス処理設備から、「減温塔」を削除した。	P17～	P24～
	(2)設備計画 ウ②焼却炉設備	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、記載内容を修正した。	P19	P26
	(2)設備計画 ウ④d 排ガス再加熱器	排ガス再加熱器に関する、煙突出口での排ガス中の水分による白煙について、内容を分かりやすく修正した。	P20	P27
	(2)設備計画 ウ⑤灰搬出設備 ⑥汚水処理設備	主灰、飛灰及び脱水汚泥の埋立時の安全対策方法について、周知地域区長<杉並区長>からの意見を踏まえ、分かりやすくなるよう記載内容を修正した。	P20	P27
	(4)給排水計画	排水計画のうち建物屋上に降った雨水の利用について、主に構内道路散水等に利用するよう記載内容を修正した。	P21	P28
	(5)緑化計画	具体的な計画緑化面積等を追記した。	P21	P29
	(6)廃棄物の処理計画	主灰、飛灰及び脱水汚泥の埋立時の安全対策方法について、周知地域区長からの意見を踏まえ、分かりやすくなるよう記載内容を修正した。	P22	P29
4.3.1[6.3.1]施工計画	(1)工事工程の概要 表 4-6[6.3-1]工事工程	主要工程のうち、土工事を「山留 SMW・掘削」と「地下部解体」に分割し、解体工事の工程の一部を地下部解体に変更した。併せて、計画の進捗に伴い、各工程を修正した。	P23	P31
	(2)工事の概要 イ(イ)建築物等解体	解体工事のうち建築物等解体に係るアスベスト調査について、飛散性、非飛散性ともに行うよう記載内容を修正した。	P24	P32
	(2)工事の概要 [ウ(エ)煙突補修工事]	煙突の補修について、具体的な工事方法を追記した。	-	P33
	(3)建設機械及び 工事用車両 [表 4-7[6.3-2]工種別建設機械]	主要工程のうち、土工事を「山留 SMW・掘削」と「地下部解体」に分割し、地下部解体工事を土工事中の地下部解体に変更した。	P26	P35

注) 表中の項目番号、図番及び表番については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

5 調査計画書の修正

表 5-1(2) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
4 [6.]対象事業の目的及び内容				
4.3.2[6.3.2] 供用計画	(1)ア(オ)時間帯別予測台数 表 4-8[6.3-3 及び 6.3-4]時間帯別予測台数	清掃車両の時間帯別の台数予測を、平成20年度1年間のデータを基に修正し、表 6.3-3 にまとめた。	P29	P37
	(1)清掃車両計画 [ウ計画地周辺道路の将来交通量]	交通量の現況調査結果に基に、現況交通量、将来交通量を追記した。	-	P42
	(3)ア焼却処理	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、記載内容を修正した。	P32	P40
	(3)ウ汚水対策	脱水汚泥の埋立時の安全対策方法について、周知地域区長からの意見を踏まえ、分かりやすくなるよう記載内容を修正した。	P33	P45
	(4)廃棄物の処分	主灰、飛灰及び脱水汚泥の埋立時の安全対策方法について、周知地域区長からの意見を踏まえ、分かりやすくなるよう記載内容を修正した。	P33	P46
4.4[6.4] 環境保全に関する計画等への配慮の内容	[(1)環境保全対策 (2)地球温暖化防止対策(3)その他の環境への取組]	清掃一組 ^{注2)} における主な環境保全に関する配慮内容として、「環境負荷の低減」「地球温暖化防止対策」「その他の環境への取組」を追記した。	P33	P47
	環境保全に関する計画等に配慮した事項表 4-9(3)[6.4-1(3)]	杉並区における計画である「杉並区環境基本計画」「杉並区景観基本計画」について追記した。	P36	P50
5 [6.5]事業計画の策定に至った経過				
事業計画の策定に至った経過		「一般廃棄物処理基本計画」の改定に伴い、記載内容を変更した。 併せて、計画策定にあたっての地域住民との協議や住民説明会等の取組みについて追記した。	P37	P51
6 [7.3]地域の概況				
地域の概況		各種データを最新のものに修正した。	P38～	P60～
7 [7]環境影響評価の項目				
7.2.2[7.2.2] 選定しなかった理由	(1)水質汚濁 ア工事の施行中 イ工事の完了後	解体工事期間中、建設工事及び稼働時において行われる排水処理方法について、周知地域区長<杉並区長>からの意見を踏まえ、分かりやすくなるよう記載内容を修正した。	P107	P58
8 調査等の手法 [8]環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその程度				
8.2.5[8.5] 地盤	(3)予測及び評価の手法 [8.5.2]予測	予測事項について、7 環境影響評価の項目の記載内容と齟齬があったため、7 環境影響評価の項目を正とし修正した。	P132	P370

注1) 表中の項目番号、図番及び表番については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

注2) 東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という）。